

## 昭和三十三年政令第四百二十二号

## 工業用水法施行令

内閣は、工業用水法（昭和三十一年法律第四百十六号）第三条第一項及び第二十四条の規定に基き、この政令を制定する。

## (指定地域)

第一条 工業用水法（以下「法」という。）第三条第一項の政令で定める地域は、別記のとおりとする。

## (報告の徴収)

第二条 法第二十四条の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が報告をさせることができる事項は、次のとおりとする。

- 一 法第三条第一項の許可を受けた井戸（以下「許可井戸」という。）のストレーナーの位置の変更（法第七条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を除く。）
- 二 許可井戸の揚水機の構造の変更（法第七条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を除く。）
- 三 許可井戸の水位の状況
- 四 許可井戸の運転状況
- 五 許可井戸により採取する地下水の水温、水質及び水量
- 六 許可井戸により採取する地下水の用途別の使用量

## 附則

この政令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

附則（昭和三十三年二月四日政令第三二四号）

この政令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

附則（昭和三十四年三月六日政令第二四号）

この政令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

附則（昭和三十五年五月一七日政令第一一九号）

この政令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

附則（昭和三十五年一〇月七日政令第二六四号）

この政令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

附則（昭和三十五年二月一九日政令第三〇一号）

この政令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

附則（昭和三十七年一〇月二〇日政令第四一五号）

この政令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

附則（昭和三十八年六月一日政令第一八二号）

この政令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

附則（昭和三十八年六月二四日政令第二一四号）

この政令は、昭和三十八年七月一日から施行する。

附則（昭和四〇年九月二五日政令第三二二号）

この政令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

附則（昭和四一年五月一七日政令第一五二号）

この政令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

附則（昭和四二年二月一日政令第一一号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四四年九月二一日政令第二四二号）

この政令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

附則（昭和四六年六月三〇日政令第二一九号）抄

## (施行期日)

第一条 この政令は、昭和四十六年七月一日から施行する。

附則（昭和四十七年四月三日政令第六八号）

この政令は、昭和四十七年五月一日から施行する。

附則（昭和四十九年六月二八日政令第二四三号）

この政令は、昭和四十九年八月一日から施行する。



切西十六号線、その交点から近畿日本鉄道奈良線との交差点までの市道石切東十六号線、その交差点から一般国道百七十号線との最初の交差点までの近畿日本鉄道奈良線及びその交差点以南の一般国道百七十号線以西の地域に限る。及び四條畷市（四條畷市と寝屋川市との境界線との交差点から四條畷市と大東市との境界線との交差点までの一般国道百七十号線以西の地域に限る。）

十三 千葉県のうち、千葉市（一般国道三百五十七号線と一般国道十六号線との交点以北の一般国道三百五十七号線及びその交点以南の一般国道十六号線並びに花見川区幕張町一丁目から五丁目まで（東日本旅客鉄道総武本線花見川橋りょう下流の花見川との交差点以北の一般国道十四号線以西の地域に限る。）、及び美浜区のうち一般国道三百五十七号線以東の地域に限る。）、市川市、船橋市、松戸市、習志野市、市原市（一般国道十六号線以西の地域に限る。）、浦安市及び袖ヶ浦市（一般国道十六号線と県道袖ヶ浦中島木更津線との交点以北の一般国道十六号線、その交点から県道木更津袖ヶ浦線との交点までの県道袖ヶ浦中島木更津線及びその交点以南の県道木更津袖ヶ浦線以西の地域に限る。）。ただし、公有水面を除く。

十四 宮城県のうち、仙台市（広瀬川との交差点以北の東日本旅客鉄道東北本線で陸前山王駅から宮城野駅を経由して長町駅に至るもの、その交差点以南の広瀬川及び広瀬川との交点以南の名取川以東の地域に限る。）、多賀城市（県道塩釜七ヶ浜多賀城線との交点以西の一般国道四十五号線、その交点から市道大代橋本線との交点までの県道塩釜七ヶ浜多賀城線、その交点から県道塩釜七ヶ浜多賀城線との交点までの市道大代橋本線及びその交点以東の県道塩釜七ヶ浜多賀城線以南の地域に限る。）、及び宮城郡七ヶ浜町（町道パシフィックラインとの交点以北の県道塩釜七ヶ浜多賀城線、その交点以南の町道パシフィックライン及び町道パシフィックラインと町道湊松ヶ浜海岸線との交点から真南に引いた線以西の地域に限る。）。ただし、公有水面を除く。

十五 大阪府のうち、岸和田市（西日本旅客鉄道阪和線以西の地域に限る。）、泉大津市、貝塚市（西日本旅客鉄道阪和線以西の地域に限る。）、和泉市（府道大阪和泉泉南線以西の地域に限る。）及び泉北郡忠岡町。ただし、公有水面を除く。

十六 南相馬市のうち、原町区（県道浪江鹿島線以東で、水無川及び水無川との交点以東の新田川以南の地域に限る。）。ただし、公有水面を除く。

十七 愛知県のうち、一宮市、津島市、江南市、稲沢市、愛西市、清須市（その名称のうちに朝日、一場、清洲、上条、新清洲、土田、西市場、西田中又は廻間という名称を含む地域に限る。）、弥富市、海部郡七宝町、同郡美和町、同郡甚目寺町、同郡大治町、同郡蟹江町及び同郡飛島村。ただし、公有水面を除く。

備考 各号に掲げる地域は、平成十八年四月一日における行政区画その他の区域又は道路、河川若しくは鉄道によつて表示されたものとする。